

平成 26 年
第 3 回 定例会

市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

平成26年第3回定例会の開会にあたり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(高速道路開通効果)

紀勢自動車道、紀伊長島インターチェンジから海山インターチェンジ間が去る3月30日に開通し、紀勢自動車道は、勢和多気ジャンクションから尾鷲北インターチェンジまでの間が全線開通いたしました。

これにより、尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジ間の熊野尾鷲道路Ⅱ期部分を残すものの、昨年9月に開通しました尾鷲南インターチェンジから熊野大泊インターチェンジ間と合せて、念願であった高速ネットワークが形成されたこととなります。

ご承知のとおり、本市におけるこれまでの幹線道路であった一般国道42号は、南北を大きな峠道に挟まれた地理的条件であったことから、中京圏はもとより県内でも中勢部、北勢部の人たちからは、実質距離以上に心理的な距離感が大きく、本市を含む東紀州地域は、「遠いところ」という印象を強く持たれておりました。

また、峠道の雨量規制による通行止めも多く、本市は、しばしば陸の孤島となり、我々にとりましては、熊野尾鷲道路、紀勢自動車道の全線開通は、観光・物流面のみならず、「命の道」としても大きな効果をもたらしていることは言うまでもありません。

今年6月に、国・高速道路会社・県・市町が一体となって高速道路開通効果を調査分析していくための、「東紀州地域高速道路整備効果検討会」が設置されました。

検討会において、3か月経過後の医療面の効果では、尾鷲総合病院における新規患者数が40%、外来患者数も10%増加しているなどの結果や、また、国道42号の雨量通行規制についても、紀勢

自動車道及び熊野尾鷲道路が代替え道路としての役割を果たし、大きな渋滞、混乱もなく、何よりも、命の道としての大きな安心感が生じていることなどが報告されております。

本市といたしましても、主だった飲食店や運送業者に開通後の状況を聞き取りした結果、夏休み期間中、特にお盆休みでは、多数のUターン客や観光客が訪れ、多くの飲食店や観光施設では、例年にも増して客入りがあったところがほとんどで、県中勢部、北勢部だけでなく、熊野市方面からの入り込みが目立つといった声が多く聞かれました。

運送業者では、目的地までの所要時間が短縮されたことから、積み込みから出発までにゆとりができ、運転手の労務管理が大きく向上したという意見が聞かれました。

また、燃料費やタイヤの摩耗が少なくなったことによる効果もこれから出てくるのではないかという期待の声が大きい一方で、都市部が近くなったことによる競合会社が出てくる可能性も否定できないという意見も聞かれました。

今後は、半年、一年と時間経過ごとに、効果の生じる分野も変化してくることからも、「東紀州地域高速道路整備効果検討会」での調査分析を生かしながら、高速道路開通が本市の地域振興にとって大きな効果となっていくような取り組みにつなげていくことが不可欠であると考えております。

（人口減少対策）

次に、人口減少問題につきましては、本市において、50年にわたる課題であり、昨年度から、第6次総合計画での位置づけをもとに、集落支援事業や、空き家バンクの設置準備などの対策を進めてまいりましたが、去る5月の日本創成会議の発表により、本市が特に消滅の可能性の高い市として位置づけられたことに伴い、喫緊の課題として、積極的かつ危機感を持って取り組むことが不可欠となりました。

人口減少は避けられないものの、本市においては、生産年齢層を確保しながら、人口構成の年齢バランスを維持することを目的に、空き家バンクの設置や集落支援事業などによる「定住移住施策」を進めていくこととしておりますが、この取り組みに加えて、「少子化対策」として「子育てしやすい環境づくり」に向けた協議を、三重県や三重県男女共同参画センター・フレンテみえなどの関係機関と行っております。

こうした取り組みは、全庁をあげて、また全市的に取り組まねばならないことから、市民の理解、協力が不可欠であり、まずは市内の若者のまちづくり団体等との話し合いなどを行い、本市の少子化、子育て支援などについてともに考え行動していく体制づくりを進めております。

今後は、子育て世代である尾鷲市PTA連合会などにも呼びかけながら、より多くの皆さまとの協議を行う中で、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

現時点での具体的な状況といたしましては、「定住移住施策」としての空き家バンクでは、空き家所有者への意向調査により60件の空き家バンクへの登録希望があった中から、登記確認などの登録手続きの完了した物件6件の情報を、先日、市ホームページに掲載し、いよいよ「尾鷲市空き家バンク」が稼働いたしました。

今後は、随時、登録手続きが済んだ物件からホームページに掲載していき、併せて移住希望者等へのPRに努めていくとともに、地域おこし協力隊制度を導入し、空き家の積極的な紹介はもとより、そのために必要な情報提供、所有者や地域との調整、移住希望者への総合窓口としての役割などをミッションとした制度構築を進めてまいります。

また、集落支援事業の一環として取り組んでおります「田舎暮らし体験民宿・三木浦ゲストハウス」につきましては、9月13日に完成内覧会を行う予定となっており、18日には、県内の移住者のネットワークによる定住移住についての意見交換会を開催いたしま

す。

この意見交換会による移住者の視点でのまちづくりや、魅力づくりを参考として、本市の状況に見合ったより効果的な「定住移住優遇支援措置」などの制度化を検討してまいります。

次に少子化対策、子育て支援の観点からの「子育てしやすい環境づくり」では、「地域での子育てのあり方」「家族で楽しむ暮らしの提案」「男性の育児参加」などの取り組みを、地域、PTA、関係機関などの幅広い多様な分野の皆さまと考え、進めていくための啓蒙活動、体制づくりを行ってまいりたいと考えます。

人口減少問題につきましては、これらの観点からの取り組みを進めていくためにも、庁内の関係課による検討会議を開催しながら、また、県や国にも、積極的に支援、協力を求めながら、この厳しい課題に対して一丸となって取り組んでまいります。

なお、これまでの集落支援事業においてモデル地域として取り組んでまいりました「早田区」における「ビジョン早田実行委員会（代表、早田区長、^{いわもとよしかず}岩本芳和氏）」が、平成26年度過疎地域自立活性化優良事例として、「全国過疎地域自立促進連盟会長賞」を受賞することが、9月1日付けにて決定いたしました。

この表彰は、総務省と全国過疎地域自立促進連盟が、「地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の取り組みを奨励するため、創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしい団体」であることなどを基準として、決定されるものであります。

この授賞は、ともに集落支援として地域づくりに取り組んでまいりました我々にとりましても大変大きな喜びであり、今後、一層、早田区はもとより、集落の魅力づくりに取り組んでまいります。

（子育て支援の推進）

次に、子育て支援についてであります。

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども一人ひとりを

大切にする社会の実現を目指す「新たな子育て支援」の取り組みが、来年度から始まります。

本市におきましても、「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、学識経験者や子育て支援事業者、公募の市民等からなる「尾鷲市子ども・子育て会議」にて検討を重ね、この度、計画案をとりまとめたところであります。本計画では、本市の地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案してサービス目標を定めることとなっており、今後の保育所整備に合わせ「一時預かり事業」などを目標に掲げております。

なお、本計画案につきましては、ホームページをはじめ、福祉保健課や各地区センターにおいてパブリックコメントを実施しており、本市の子育て支援について、市民の皆さまとともに考え取り組んでいくためにも、積極的なご意見をいただきたいと思います。

詳細につきましては、所管の委員会にお示しするとともに、関連する条例案につきましてもご審議をお願いいたします。

保育所整備につきましては、昨年度策定いたしました「尾鷲市保育所整備基本計画」に基づき、津波浸水予想区域に立地する保育所の移転整備に取り組んでおります。

矢浜保育園は、現在、用地取得を終え、実施設計に取り組むところで、今後、尾鷲第四保育園の用地取得及び尾鷲第三保育園の用地造成を行い、一日も早い整備に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを、「子育てしやすい環境づくり」として、「少子化対策」「人口減少対策」につなげていけるよう、充実を図ってまいります。

(食のまちづくり)

次に、食のまちづくりについてであります。

本市では、これまでも「食」を生かしたまちづくりを進めてまいりましたが、これまでの事業の中には、好評を得ている効果的な取り組みもたくさんあり、一定の成果が現れています。

それらの一つとして、3年目となる「尾鷲ものづくり塾」は、今年度は15事業者の参加のもとで開講しております。塾生は、水産加工業や農業者、まちおこし団体など、幅広い業種の、比較的若い世代の方が多く、今後、地域産業を担っていく人材としての期待もしております。

一部の参加商店では、東京駅構内で人気の駅ナカショップ「ニコリーナ」に商品が取り上げられるなど、販路開拓の面での効果も出てきております。

本年度も、塾生ごとに、専門家による事業の現状と課題の聞き取り、解決に向けた具体的な個別指導、試作品づくりなどを行い、商品のブラッシュアップとともにマーケティングセミナー、マーケティング調査による市場ニーズの把握を行うなど、「食」を中心としたものづくりの活性化を図ってまいります。

また、まちの駅事業でのオリジナル食べ歩きフード「おわせ棒」につきましては、本年度は、4月から9月までの土日限定のロングランで、昨年に続き11駅のまちの駅で取り組まれております。

「おわせ棒」は、幅広い層に人気のある食べ歩き企画であることや、ネーミングのおもしろさなどから、昨年来、マスコミからの問い合わせや取材が多く、本年も引き続き、テレビ、ラジオ、新聞各社にたくさん取り上げていただいております。旅行会社や雑誌社などからも通年開催の要望もいただくなど、好評を博しております。

しかし、まだ開催から2年しか経っていないことなどから、もっと周知されるための取り組みが必要であり、今後も、県下最多の24の事業者で取り組んでおります「尾鷲まちの駅」での情報発信も生かしながら、商業振興及び観光集客に相乗効果を創出していきたいと考えております。

6年目を迎えた「尾鷲まるごとヤーヤ便」は、当初は申込みが消費増税の影響もあってか伸び悩んだものの、終盤にかけてテレビ放送や新聞掲載などが相次ぎ、新規申込みが増えるとともに、リピーターからの申込みも過去最高に迫る836件となり、さらに加えて、

本年度はふるさと納税者にヤーヤ便を返礼品として贈る取り組みが大変人気となっております。結果として、夏便の申込み件数が、前年比23%アップの1,875件となるとともに、秋便以降は、ふるさと納税分の件数増加が見込まれており、各便で概ね2千件を上回り、最終的には過去最高の実績が予想されております。

このことについては、これまでの地道なPRや情報発信活動に加え、地域の優れた特産品はもとより、その生産者や風土、イベント等も含めて、地域情報紙を発行のうえ、まるごとお届けするという企画の趣旨が受け入れられたことも一因であると考えており、今後とも、関係団体及び事業者と地域一体で取り組んでまいります。

こうした事業を、点から線、面につなぐ仕組みが必要であり、そのための計画を、現在、尾鷲市「食」のプロジェクトにおいて基本計画として策定をしておりますが、これまでの議会はもとより関係機関、団体の皆さま等との協議を踏まえて、よりスピード感を持った取り組みとしていくためにも、少しでも早い段階での計画策定を目指し、検討しているところであります。

基本計画では、本市の食のまちづくりが目指すべき姿を共有し、そのためには、何が不足していて何をすべきかという点を、「文化」「教育」「健康」「集落」の分野を「食で守る」、「産業振興」「物産振興」「観光振興」の分野を「食で攻める」という位置づけで具体的な事業として計画化してまいりたいと考えております。

検討過程において、食に関する連携事業として、梶賀町の特産品を生かした食のまちづくり、尾鷲観光物産協会へのヤーヤ便等の物産振興での「地域おこし協力隊の配置」や、健康増進事業としての「健康弁当の開発」、健康づくり促進イベントとしての「健康HAPPY DAYの開催」、教育委員会での「食育推進事業」における子どもたちへの郷土伝統食を生かした学習、まぐろ流通促進プロジェクトチームでの「尾鷲産まぐろのPR活動等」に対する補助事業などが提案され、基本計画策定と並行して補正予算計上をさせていただきました。

こうした連携の手法などを市内の「食」のプロジェクトにおいて検討し、事業や取り組みごとに関係する尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、地域の皆さまに協議をいただきながら、より具体的な計画としてまいりたいと思います。

また、計画では、「食」の拠点づくりとして、まずは、「まちの駅ネットワーク」や、「よいとこ定食の店」、「コツまみバル」などでの既存の商店や事業所、施設などを「まるごと食の拠点」として位置づけ、それぞれの拠点の集積効果を創出するための取り組みや、民間主体の集客力の高い拠点のあり方について調整、検討するとともに、学校についても、地場産等の観点での授業などを行うだけでなく、地域や家庭をつなぐ重要な拠点として「食育」を位置づけ、計画してまいります。

なお、道の駅についても、「まちなか」での拠点のゲートウェイとしての機能や、「食で守る」「食で攻める」といった活動の舞台、地域センターとしての機能を「食の基本計画」に位置づけたうえで、国との調整を進めていきたいと考えております。

国においても、道の駅を、省庁を越えたあらゆる施策の拠点として位置づけようとしており、昨年度に議会総務産業常任委員会でも視察をしていただきましたが、私自身も国土技術研究センター理事長にお会いし、地域づくりと道の駅のあり方などの情報交換をさせていただくなど、こうした国の動きにも注視しながら協議を進めてまいります。

（防災対策）

次に、防災対策についてであります。

近年の異常気象により、全国で想定を超えた様々な災害が発生しており、各所で人的被害を含めた甚大な被害が報告されております。これらの対応としては、まずは、市民一人ひとりの状況判断が最も重要であり、率先避難などの行動が被害を最小限に留めるものと考えております。

現在、三重県が土砂災害地域指定のための測量や現地確認等の調査を進めており、本年度中には、本市も土砂災害地域に指定される予定であることから、こうした指定も踏まえて災害に対する迅速・的確な行政情報を提供してまいります。

なお、去る20日、広島市において発生いたしました豪雨災害により、犠牲になられた方々に対しまして心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々へ心からお見舞い申し上げます。

次に、大雨特別警報についてであります。

8月9日から10日にかけて接近した、台風11号の影響により本市を含め三重県全域に大雨特別警報が発表されました。

気象庁によりますと特別警報の発表単位は、本来、「市町村単位」であるものの、当面は「都道府県単位」で判断し運用しているため、「三重県に大雨特別警報」という発表となったものであります。

今回は、主に県北中部に対する警告としての特別警報であったことから、本市としては、防災行政無線自動放送、防災メール配信による注意喚起を行い、パトロール等の実施により状況を把握した結果、避難勧告・避難指示等の発表には至りませんでした。

しかし、特別警報は最大限の警戒を呼びかける情報であることや、防災行政無線等で避難の呼びかけを行ったことを鑑み、避難所の受け入れ態勢をいかに整えるかという対応が課題であったと考えております。

これらのことから、今後の対策として、市民の安全・安心を最重点においた体制強化を図ってまいります。

次に、8月30日に実施いたしました平成26年度「尾鷲市民総ぐるみ防災訓練」は、自主防災会組織36組織、約2千200人、防災関係機関及び各事業所等25組織、約800人、合計61組織、約3千人の皆さまが参加して実施いたしました。

南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が予想される本市において、市民の防災意識の向上は不可欠であり、また、自主防災会の役割は極めて重要であることから、緊急地震速報をきっかけに、

市民全員が危険回避行動をとり、揺れが収まったあとは、即座に避難することで「自助」「共助」の意識を醸成することを主目的とし、全国一斉防災週間の初日に合わせて本訓練を実施したものであります。

各自主防災会においては、それぞれの地域の実情に沿った訓練内容で、低地の地域では「津波からの一刻も早い避難行動」、高台地域では「避難された方の受け入れや安否確認」などに取り組み、また、光ヶ丘・新田地区の各自主防災会における合同での訓練、三木里地区での、通行できる道を限定し、車の避難も可能とした訓練をはじめ、各地区においても、資機材取扱訓練、消火訓練、シェイクアウト訓練など、多岐に渡り充実した取り組みとなったものと思っております。

市民の皆さま方におかれましては、早朝よりご参加いただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、まずは自分を含めた家族の身を守るため、想定にとらわれず、最善を尽くし、率先避難者として日頃より防災意識を高め、備蓄品の点検や自主訓練などを積極的に行っていただくことを、強くお願いするものであります。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

平成24年度に新規事業化されました熊野尾鷲道路Ⅱ期事業におきましては、現在、尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジ間、5.4キロメートルの開通に向け工事が進められており、その中で、工事の際に国が設置する工事用道路を、工事完了後に本市の管理として引継ぎ、現在計画しております小原野地区の防災用地へのアクセス道路として、利用させていただけることとなりました。

このように、本地域が目指します「命の道」ネットワークが実現に向け着々と進んでおり、今後もさらなる努力を続けていきたいと考えております。

また、橋梁の長寿命化・耐震化につきましては、本年度より宮前橋の架け替え工事に着手する予定で、これにより付近住民の方の避難用道路を確保することができます。

平成27年度以降についても、防災的な重要度を考慮しつつ、社会資本整備総合交付金などを活用し、橋梁長寿命化修繕計画に沿った整備を推進していきたいと考えております。

(学校耐震整備等について)

次に、宮之上小学校耐震整備事業につきましては、Ⅱ期工事の新校舎及び体育館の建設が終了し、先月8日に引き渡しを受け、2学期からは、新校舎での授業が開始されております。

子どもたちが使う机やいすは、尾鷲ヒノキ製のもので夏休み中の先月23日に、児童と保護者等で組み立てたものであります。組立作業の際には、尾鷲ヒノキの話を職員が行い、尾鷲ヒノキを身近に感じてもらうとともに、毎日使う机やいすを自分たちの手で組み立て、愛着を持ってもらえるものになったと考えております。

なお、この建設に際しましては、火災事故などで市民の皆さまには大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました。このようなことが二度とないよう、受注者である企業共同体に厳重注意を行うとともに、徹底した現場管理を行い、この後の解体工事を進めてまいります。

懸案とされております三木小学校、三木里小学校の耐震化及び再編成に係る件につきましては、現在、教育委員会を中心に素案の作成を進め、子どもたちの学習と生活の場としての機能を高めていくことを最優先に、地域における学校のあり方とまちづくりも視野に入れたものとするため、もう少し議論、検討を行ってまいりたいと考えております。

このことから、もうしばらく時間をいただき、より良い実施計画を作ってまいりますのでご理解をお願いいたします。

(健康づくりの推進)

次に、健康づくりについてであります。

「尾鷲市健康増進計画」の初年度である本年度は、生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙、ロコモティブシンドロームの主要取り組みについて、広く市民に普及啓発するとともに、「尾鷲健康増進の会（通称O w a s e H A P P Y）」の活動基盤づくりとして、12月7日に「健康H A P P Y DAY」を開催いたします。

また、「食」のプロジェクトにおける「食と健康」の連携事業として、「健康弁当」の開発を行います。

健康増進計画では、本市に多い生活習慣病対策として、減塩、低カロリー、栄養バランスの取れた食生活が提唱されており、こうした弁当を市内の飲食店の有志により実行委員会を組織し、開発しようとするものであります。

来年度以降にて、市内の飲食店等で広く販売できるような取り組みとしてまいります。

なお、ココロとカラダの健康増進ウォーキング推進事業では、昨年度、コースごとに各地区住民の皆さまとの協働により、新たに7つのコースを開発し、全20コースが完成いたしました。

このことにより、多くの市民の皆さまがウォーキングを通じて、生活習慣病予防や介護予防など、「ココロとカラダの健康」に役立てていただけるものと期待しております。

今後も健康増進計画に沿った、地域力を生かした健康づくり事業の展開を進めてまいります。

（尾鷲総合病院眼科医について）

次に、尾鷲総合病院眼科医についてであります。

尾鷲総合病院に現在勤務しております眼科医は、本年末をもちまして退職することになりました。

本院といたしましては、眼科を存続していくため、眼科医確保のためのあらゆる対応を行ってきた結果、眼科医が確保できることとなり、来年1月からも、住民の皆さまには、引き続き、眼科を受診

していただくことができることになりました。

(みえ尾鷲海洋深層水)

次に、海洋深層水事業についてであります。

事業者を対象とした深層水の利活用促進及び企業誘致活動につきましては、従来から継続して行っている食品や医薬品事業者等への訪問PRや商談会等でのPR活動に加えて、現在、三重県等と連携し、県のネットワークを活用して、アクアステーション等での、県内食品事業者等を対象とした、海洋深層水のPR研修会の開催を新たに検討しており、これらを通じて利活用促進を積極的に行ってまいります。

また、企業誘致につきましては、現在、新たな深層水を活用した水産利用分野での視察やスジアオノリの陸上養殖など、具体的な提案も数件いただいております。これらについても具体化に向けて事業者と検討してまいりたいと考えております。さらには、海洋深層水の周知や利活用拡大を図るうえで、全国の取水地との連携も重要であり、本年は10月2日・3日の二日間にわたり、海洋深層水産業利用全国自治体協議会が、三重県の主催により、アクアステーション及び熊野古道センター等を会場に開催され、全国的な先進事例等について情報交換するとともに、海洋深層水の振興・発展への連携策等についても検討してまいります。

一方、市民の皆さまをはじめ、市内外の多くの方々に深層水に親しんでいただくイベントとして、10月19日に古江のアクアステーションで「みえ尾鷲海洋深層水～深層水フェスタ2014～」が開催されます。このイベントは「魚のつかみ取り」をはじめ、「足湯体験」や「深層水クイズ」、地元アクアサポートの皆さまによる「魚ごはんやぜんざい等の振る舞い」など、盛りだくさんの内容で開催されますので、ぜひこの機会に、みえ尾鷲海洋深層水に親しみながら楽しんでいただきたいと思います。

(水産業・関連産業の振興)

次に、まぐろ流通促進プロジェクトについてであります。

現在、本市では、高度な冷凍技術を施した遠洋冷凍まぐろ及び高鮮度処理された近海^{なま}生まぐろの水揚げが行われており、これら「尾鷲産まぐろ」は、新たな水産ブランドとして地域を活性化させる資源としても期待されております。

尾鷲で水揚げされる「まぐろ」を地域の活性化に繋げていくため、平成24年度に県の主導のもと、「三重県まぐろ流通促進プロジェクト協議会」が設立され、まぐろの流通等に関する取り組みが行われてきました。

本年度からは、プロジェクト協議会に地域協議会を設置し、地域を拠点とした活動を行うために、尾鷲商工会議所が新たに事務局を務め、市が事務局のサポートを行う体制となりました。

今回、市において、新たに「まぐろ流通促進プロジェクトチーム運営事業費補助金」を創設し、尾鷲地域協議会において、まぐろ漁業者、尾鷲漁協、三重漁連、流通・加工事業者等との連携のもと、消費者、事業者への「尾鷲産まぐろ」の魅力発信に向けた活動や地域での商品開発等に取り組むとともに、都市部でのテストマーケティングや、展示会等への出展など販売促進を実践する事業等について、県とともに支援を行ってまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るための「水産基盤ストックマネジメント事業」につきましては、平成25年度繰越事業である「須賀利漁港機能保全工事」の第1期工事を本年5月に着手し、第二貝殻^{かいがらぼうはてい}防波堤及び市場前物揚場^{ものあげば}の機能保全工事を行っているところであります。

第二貝殻^{かいがらぼうはてい}防波堤につきましては、本年7月に本体取付け部の空洞化対策工事等の施工を終え、市場前物揚場^{ものあげば}の東側、延長78メートルの上部工^{じょうぶこう}及び鋼矢板^{こうやいた}の機能保全工事につきましても、順調に施工が行われており、来月中旬に工事が完了する予定であります。

また、「平成26年度 須賀利漁港機能保全工事」につきましては、市場前物揚場^{ものあげば}の第2期工事を今月下旬に着工予定であり、今後も引き続き、漁港施設の長寿命化や機能保全に取り組んでまいります。

(地域商品券)

次に、地域商品券についてであります。

地域商品券につきましては、昨年度、尾鷲商工会議所におきまして、高速道路開通を記念し、10%のプレミアム付き「つばき振興券」を発行し、様々な業種の148店舗が参加のうえ、地元経済の活性化に取り組まれております。

本市といたしましても、3月末の紀勢自動車道の全線開通によるストロー現象と呼ばれる都市部への消費流出や、4月からの消費増税も相まって、市内の経済活動への影響も懸念されており、対応策の一つとして、地域商品券について、尾鷲商工会議所と昨年度の「つばき振興券」の実績や効果などについて協議するとともに、日常的な消費活動はもとよりプラスアルファの消費喚起につなげることなど、いくつかの課題に対し、より効果的に市内経済の活性化につなげるため、昨年度来、検討を重ねてまいりました。

そのなかで、昨年度は会議所会員148店舗が参加されましたが、今回、市内全事業所から加盟店舗を募集し、目標加盟店舗数を200店舗に設定するとともに、地域商品券につきましても、市内全域でお求めいただけるよう各コミュニティーセンターでの対応も考えております。

また、尾鷲商工会議所では、商業関係者の皆さまとも協議を進められており、参加店や商業関係団体等において、商品券の取組みに絡めて、抽選会を目玉とした売り出し事業等を同時に行い、地元店舗での利用促進につなげる取組みについても積極的に検討をいただいている状況であります。

一方で、先般8月19日には尾鷲商工会議所より、本年度、市制施行60周年、熊野古道世界遺産登録10周年を迎え、消費意欲の

高い年末商戦の時期に絡めて、市内の経済循環につなげることを目的とした、地域商品券発行への要望もいただいております。

本市といたしましても、このように高速開通によるストロー現象などの市内経済への危惧や商品券発行に対する尾鷲商工会議所の積極的な取り組みもあり、本年度、商品券発行への助成を行ったうえで、関係団体と連携しながら市内経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

(林業振興)

次に林業振興についてであります。

森林環境創造事業につきましては、環境林としての整備計画に基づいた森林を対象としておりますが、平成25年度繰越事業においては、昨年度に標準地調査を実施した賀田地区をはじめとする8林班りんにわたって、間伐、受光伐じゅこうぼつを実施することとしており、現在、事業面積23.77ヘクタールのうち、間伐6.26ヘクタール、受光伐4.39ヘクタールを完了しております。

また、未実施である13.12ヘクタールにおきましても10月末を目途に完了する予定であり、事業実施によって適正に管理が行われた森林となることで、水源のかん養・土砂流出防止といった森林の持つ公益的な各機能が向上するだけでなく、林業生産活動の活性化につながるものと考えております。

次に市有林事業についてであります。

成熟期を迎えた市民の財産である市有林において、地元林業の活性化、公益的機能の確保・維持、持続経営が可能な林齢構成の平準化をうたい本年度も主伐計画に基づき実施しているところであります。

契約につきましては7月に締結しておりますが、現在の進捗状況は、施業地での主伐木の伐採を進めており、当地域特有の架線かせん「ヤエン」による全木集材ぜんぼくしゅうざいによって、今月のセリに向け木材市場への出材準備しゅつざいに取り組んでいるところであります。

また、来年2月からの植栽に向けた地拵え、森林施業の省力化を図るための歩道新設に着手する計画についても進めているところですが、来月実施する市制60周年記念事業「尾鷲ヒノキ植樹体験森林塾」においては、児童のころから地元林業への関心や、生活環境へ与える森林の恩恵などを知る機会を設ける森林教育を行うこととしており、事業実施に向け、植栽地の地拵えや食害ネット設置などの森林整備に着手したところでもあります。

次に基盤整備事業についてであります。

平成25年度繰越事業「美しい森林づくり基盤整備交付金事業」林道川原木屋線改良工事につきましては、林道の路肩が崩落し、通行に支障があるため、路肩改良を行い、安全・安心な通行の確保を目的としております。契約期間は12月下旬までで、現在、擁壁の床掘作業を行っているところで、進捗状況は約40%であります。

また、地域の元気臨時交付金事業「林道頂山線舗装工事及び林道八幡線舗装工事」につきましては、測量設計業務の業務委託を完了し、今月から順次舗装工事の発注を行う予定であり、木材の輸送力の向上及び維持管理費の縮減を図ってまいります。

（おわせ港まつり・イベント開催）

次に、おわせ港まつり・イベント開催についてであります。

去る、8月2日に開催されました市制施行60周年記念事業「第64回おわせ港まつり」につきましては、天候不順の中、予定しておりました特設ステージ関係のスケジュールが一部中止となりましたが、当日は、魚市場でイタダキ市や大盛況の魚つかみ大会、カッター大会が行われ、紀望大通りと特設ステージでは、今回も昨年引き続き、「熊野古道まつり」のソーラン踊りが、尾鷲港では「ゆとりフェスティバル」が同時開催されました。

また、海上花火大会は、雨の中ではございましたが、ご来場の皆さまにお楽しみいただき、無事終了することができました。

開催にあたり、市民の皆さまのご理解、ご協力はもとより、「おわ

せ港まつり実行委員会」や「ごみナビゲート」など、ボランティアの皆さまには、準備から実施、後片付けに至るまでご協力をいただき、改めてお礼申し上げます。

次に、この秋もいくつかのイベントが控えております。

まず、11月1日には、尾鷲魚市場において、「尾鷲港産地協議会」主催の「第4回おわせ魚まつり」が開催されます。

このイベントは、尾鷲の魚を広くPRすることや魚食普及を目的として行われ、干物作りやマダイの三枚おろしなどの体験教室、模擬せり市、魚のタッチプール、おわせマハタなどの試食会、マグロの解体実演、尾鷲高校家庭クラブによる地魚を使った料理の提供などが予定されております。

また、11月2日には、本市の伝統文化の継承と活用を目的とした市制施行60周年記念事業「第29回全国尾鷲節コンクール」が開催され、全国各地の方々が自慢の歌声を披露し、競い合います。

大会の中では、様々なアトラクションなども盛り込まれ、また、会場付近では本市の特産品を取り揃えた物産展も同時開催されますので、市内外の多くの皆さまにご来場いただき、伝統ある「尾鷲節」の良さを改めて体感していただきたいと思っております。

さらに、11月15日、16日には、熊野古道世界遺産登録10周年記念「第11回おわせ海・山ツデーウォーク」を、三重県立熊野古道センターをスタート・ゴールの主会場として、本年は、世界遺産登録されている市内の熊野古道全てのコースを設定し、これまで同様、日本ウォーキング協会公認の6コースで開催いたします。

全国からお越しいただいた皆さまと市民の皆さまとのふれあいが大きな魅力でもありますので、是非ともいずれかのコースにご参加いただき、地元からの盛り上げと交流を深め、本市の観光交流の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、8月3日から7日にかけて開催されました市制60周年記念事業「星宙教室（ほしぞらきょうしつ）」につきましては、NPO法人「紀州熊野応援団」のご協力のもと、講演会、宇宙食試食体験、

宇宙服試着体験等の行事に、市民の皆さまをはじめ、県内外から多数ご参加いただき、大好評のうちに、無事終わることができました。

今回の事業をはじめ、尾鷲市立天文科学館では、少しでも多くの方に天文に興味を持っていただけるよう、様々な企画を検討してまいります。

今後の市制施行60周年記念事業としましては、本年10月16日から平成27年1月7日にかけての「第33回三重県埋蔵文化財展」、同じく本年10月19日から10月27日までの「三重県立美術館移動展」が尾鷲市立中央公民館で開催されます。

また、熊野古道が世界遺産に登録された記念の曲、「熊野古道～神々の道～」を作曲したピアニストの加古隆か こたかし氏と、熊野古道の写真を世界遺産登録以前より撮り続けてきた三重県出身の写真家、南川三治郎みなみかわさんじろ.う氏による記念コンサート「加古隆・南川三治郎の世界」が、11月8日に三重県文化会館で、11月9日に尾鷲市民文化会館「せぎやまホール」にて開催されます。

第一部は、「加古隆か こたかし氏と南川三治郎みなみかわさんじろ.う氏によるスペシャル対談」などが、第二部では、「加古隆か こたかし氏コンサート」が企画されています。

この記念コンサートは、三重県が主催し、本市が共催する事業であり、津市と本市のみの開催であります。市民の皆さまには、今後の市制60周年記念事業とともに、多数ご来場いただきますようお願いいたします。

(ごみ減量化推進事業)

次に、ごみの有料化制度につきましては、市民の皆さまの深いご理解とご協力により、平成25年度のごみ収集量は昨年度と比べて約24%が削減され、本年度7月末までの可燃ごみ収集量におきましても、昨年度並みの量で推移しております。

指定ごみ袋に関しましては、制度開始以来、「より小さい容量の指定ごみ袋を」とのご要望を多くいただいております。この度「極小袋」といたしまして10リットルサイズの袋を、従前のものと比べ、形

状・素材ともに、より丈夫なものを採用して作製いたしました。

この10リットル極小袋に関しましては、9月1日より各指定取扱店舗への配送を開始いたしましたので、順次、市民の皆さまにご購入いただけるものと考えております。価格は他の指定ごみ袋と同じ10枚一組での販売となりますので、1セット100円での販売となります。

この袋によって、市民の皆さまには、より一層の可燃ごみの減量・資源化に取り組んでいただくとともに、循環型社会の構築と、本市のさらなるごみ処理経費削減につなげてまいりたいと考えております。

(おわせっこ共育フェスティバルについて)

次に、おわせっこ共育フェスティバルにつきましては、今回は市制施行60周年記念事業の一つとして位置づけ、「おわせに生きる！！」をテーマに、「人権」「防災」「ふるさと」「食育」の4つを柱にして、各学校で取り組みを進めております。

11月29日、尾鷲市民文化会館「せぎやまホール」での開催を予定しておりますので、市内小中学校の児童生徒はもとより、多数の保護者や地域の皆さま方にもご来場いただき、次代を担う子どもたちにたくさんの声援を送っていただきたいと思います。

(温水プールの整備について)

温水プールの整備につきましては、その効用や市民の要望からも、必要性は大いに感じております。

しかし、尾鷲中学校プールの温水化につきましては、8月8日の生活文教常任委員会・全員協議会でも申しましたように、その実現は大変厳しいものと考えております。

現在、尾鷲高校における全天候型温水プールの整備要望が学校とPTAから三重県教育委員会に提出されており、本市といたしましても、尾鷲高校のプール整備が実施されるよう連携協力して要望し

てまいります。

また、市民プールにつきましては、現在、策定を進めている尾鷲市スポーツ振興基本計画において、整備を位置づけながら、中・長期的な視野に立ってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

なお、尾鷲中学校のプールにつきましては、学校教育環境をより良いものとするため、学校施設としての整備をしっかりと行ってまいります。

（国体誘致競技種目について）

次に、平成33年の第76回国民体育大会開催に伴う国体誘致競技についてであります。

去る6月12日に三重県カヌー協会から、本市2級河川「中川」において、スラローム及びワイルドウオーター競技2種目のカヌー競技を開催したい旨の要望が提出されました。

この要望を受け、関係各団体のご理解を得るべく協議を進めてまいりましたが、カヌー競技はオリンピック種目でもあり、多くの観客も期待できることから開催誘致を行いたいと判断いたしました。

最終的には、来年度の中央団体の視察によって競技場の可否が決定されることとなりますが、本市でのカヌー競技開催に向け、準備を進めていきたいと存じますので、皆さまのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(提案説明)

続きまして、まず、今回提案させていただいております議案にかかる不適切な事務の取り扱い及び誤った執行等がございましたことに関しまして、誠に申し訳なく思うところであり、深くお詫び申し上げ、反省するとともに、再発防止につきましては、全職員に改めて周知徹底し、今後一層事務の適正処理に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回提案しております議案についてご説明をいたします。

議案第33号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴う関係法律の整備による「児童福祉法」の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定める必要が生じたため、同条例を制定するものであります。

次に、議案第34号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴う関係法律の整備による「児童福祉法」の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定める必要が生じたため、同条例を制定するものであります。

次に、議案第35号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、「子ども・子育て支援法第34条第2項」により特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならず、「同法第46条第2項」では特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地

域型保育事業を提供しなければならないこととなり、これらの運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第36号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲総合病院に派遣されております、バディホスピタル医師に対しての報酬額の限度を、月額85万円以内から120万円以内に改正しようとするものであります。

次に、議案第37号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第38号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から議案第41号「平成26年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案についてご説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、歳入では前年度繰越金及び普通交付税の額の確定並びに第三保育園等整備事業に係る市債の増額、歳出では、第三保育園建設予定地造成工事請負費及び地域商品券発行補助金の追加並びに宮前橋架設工事請負費の増額が主なものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億3,213万5千円、国民健康保険事業会計で2億169万7千円、後期高齢者医療事業会計で685万2千円、病院事業会計で490万円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を205億6,034万1千円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

9 款、地方交付税は、普通交付税の額の確定により 6, 740 万 5 千円を増額するものであります。

これは、当初予算においては、国の地方財政計画などにおいて地方税の増収を見込み、平成 26 年度地方交付税総額で約 1, 800 億円の減額となっていることを踏まえ、本市においても基準財政収入額の増加を見込み、普通交付税で前年度比 1. 0% 減額の 28 億 8, 000 万円を計上したところですが、算定において基準財政収入額が微増でとどまったことなどにより増額となったものであります。

11 款、分担金及び負担金 33 万 7 千円の増額は、紀北町と共同で実施します地域の企業と大学生のマッチング支援事業に係る紀北町からの負担金の追加によるものであります。

13 款、国庫支出金 612 万 3 千円の増額は、次世代育成支援対策交付金 529 万 5 千円の減額と保育緊急確保事業国庫補助金 99 万 2 千円の追加が主なものであります。

14 款、県支出金 1, 775 万 2 千円の増額は、当初予算に計上しましたエリアワンセグ受信端末整備事業に地域減災力強化推進補助金 500 万円が採択されたこと、コミュニティセンター等建設事業に対する電源用施設周辺地域振興事業費補助金が 354 万 6 千円増額されたこと、保育緊急確保事業県費補助金 375 万 6 千円の追加が主なものであります。

16 款、寄附金 1, 291 万 5 千円の増額は、ふるさと寄附金として 557 名の方からご寄附いただいたものであります。

17 款、繰入金 102 万 7 千円の増額は、コミュニティセンターに設置する AED 購入費等の財源として地域福祉基金から 50 万 2 千円及び後期高齢者医療事業会計から前年度精算金として 52 万 5 千円それぞれ繰り入れるものであります。

18 款、繰越金 4 億 1, 856 万 8 千円の増額は、平成 25 年度決算に伴う繰越金であります。

19款、諸収入70万8千円の増額は、尾鷲市社会福祉協議会前年度精算金35万3千円及び消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成金35万5千円の追加によるものであります。

20款、市債1億730万円の増額は、九鬼地内避難路整備事業に係る避難路整備事業債140万円、保育園整備事業に係る保育所施設整備事業債6,290万円及び宮前橋架設事業債4,300万円の増加によるものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、総務費では、一般管理費で、平成28年1月から実施されますマイナンバー制度に対する現況調査費用などとして、マイナンバー導入支援業務委託料398万円を追加するものであります。

財産管理費の財産管理経費として、尾鷲市中央駐車場における自動火災報知設備等取り替えに係る備品購入費367万円の追加と基金積立金として、財政調整基金積立金2億3,418万8千円、減債基金積立金5,000万円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

企画費の地域おこし協力隊事業として、新たに梶賀地区及び定住移住対策として配置する地域おこし協力隊員に係る経費258万円、食のプロジェクト事業として、基本計画策定に係る経費50万6千円を追加するものであります。

男女共同参画費で、人口問題及び定住移住対策の一環として実施する男女共同参画事業費として38万7千円を追加するものであります。

防災費で、九鬼地内避難路整備に係る工事請負費146万7千円の追加と桜茶屋避難広場整備事業に係る工事請負費637万4千円を増額するものであります。

コミュニティセンター費で、九鬼コミュニティセンター建設事業に係る備品購入費などとして300万7千円を追加するものであります。

5ページをご覧ください。

民生費では、社会福祉総務費で、福祉保健センター駐車場整備に係る工事請負費147万5千円を増額するものであります。

児童福祉総務費で、現在、整備中の桜茶屋避難広場に隣接して整備します第三保育園建設予定地の造成に係る工事請負費6,943万3千円の追加と第四保育園建設に要する公有財産購入費558万4千円を増額するものであります。

児童措置費で、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金886万4千円の追加と児童手当給付事業における前年度精算金1億2,526万5千円を追加するものであります。

農林水産業費では、合併漁協基盤強化支援事業利子補給補助金97万8千円の増額と、まぐろ流通促進プロジェクトチーム運営事業費補助金40万円を追加するものであります。

商工費では、商工振興費の商工振興事業として、紀北町と合同で実施します地域の企業と大学生マッチング支援事業に係る委託料135万円、高速道路が開通し、ストロー現象により地域経済の悪化が危惧されるなかで、市内での消費を喚起し、地域経済の活性化につなげるために、地域商品券発行の事業主体である実行委員会に対する地域商品券発行補助金1,000万円を追加するものであります。地域おこし協力隊事業で、尾鷲観光物産協会における「尾鷲まるごとヤーヤ便」の商品開発や、PR促進企画などの充実を図ることを目的に新たに配置する地域おこし協力隊員に係る経費136万7千円を追加するものであります。

5ページから6ページにかけての土木費では、宮前橋架設事業に係る工事請負費4,300万円の増額と、熊野尾鷲道Ⅱ期工事において光ヶ丘地内に設置される仮橋が本市に移管された後に管理していく上で十分な機能・耐久性をなす橋とするための関連諸経費とし

て314万円を追加するものであります。

教育費では、幼稚園2園に対する備品購入費50万円を増額するものあります。

公債費では、平成25年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で135万3千円の増額、公債費利子で176万9千円を減額するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

7款「土木費」、2項「道路橋梁費」の宮前橋架設事業につきましては、三重県管理の二級河川である北川の尾鷲神社前にかかる橋であり、河川管理上の工事の安全面から渇水期での工事を求められることから、年度内での執行が困難であるため、繰越事業とするものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

追加で、学校ICT事業用サーバー借上料は、期間を平成27年度から平成31年度まで、限度額を918万5千円とするものであります。

これは、本サーバーが本年度末で耐用年数5年を迎え、来年度以降の保守延長契約が結べないことから、新たに債務負担行為を追加するものであります。

8ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、2億169万7千円を追加し、歳入歳出総額を31億58万2千円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金2億568万8千円の増額が主なものであります。歳出は、基金積立金1億8,555万1千円の増額が主なものであります。

9ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、685万2千円を追加し、歳入歳出総額を5億9,765万3千円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金542万5千円の増額が主なものであります。

歳出は、広域連合負担金 6 3 2 万 6 千円の増額が主なものであります。

1 0 ページをご覧ください。病院事業会計であります。

資本的収入及び支出は、収入で、4 9 0 万円の増額であります。これは、起債計画に基づく起債の目的変更に伴う、企業債 4 4 0 万円の増額と、総合病院の書籍等資金として一般会計にご寄附いただいたものを、一般会計から負担金として 5 0 万円を歳入するものであります。

以上をもちまして、「平成 2 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」など 4 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 4 2 号「平成 2 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第 4 5 号「平成 2 5 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 4 議案につきましては、いずれも地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明させます。

議案第 4 6 号「平成 2 5 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、議案第 4 6 号については、病院事務長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(会計管理者)

それでは、議案第42号「平成25年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第45号「平成25年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の「平成25年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の113億1,803万8千円に対し、歳入決算額は111億6,559万4,010円で、予算現額に対する収入率は98.6%となっております。

歳出決算額は107億2,545万3,192円で、執行率は94.7%となり、歳入歳出差引残額は、4億4,014万818円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出とも予算現額は同額の30億4,758万1千円に対し、歳入決算額は31億3,799万4,074円で、予算現額に対する収入率は102.9%となっております。

歳出決算額は29億3,230万4,894円で、執行率は96.2%となり、歳入歳出差引残額は、2億568万9,180円となりました。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の5億7,407万円に対し、歳入決算額は、5億7,457万2,208円で、予算現額に対する収入率は100.0%となっております。

歳出決算額は5億6,914万5,778円で、執行率は99.1%、歳入歳出差引残額は、542万6,430円となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6千円に対し、決算額は、歳入歳出とも同額の276万5,070円で、収入率・執行率は99.9%、歳入歳出差引残額は0円となりました。

以上、平成25年度の決算総額は、予算現額149億4,245万5千円に対し、歳入決算額は、148億8,092万5,362円で、99.5%の収入率となりました。

歳出決算額は142億2,966万8,934円で、執行率は95.2%となり、歳入歳出差引残額は、6億5,125万6,428円となりました。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の「実質収支額」となります。

一般会計の実質収支額について、本年度は、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が2,157万1千円ございますので、これを差し引いた4億1,856万9,818円が実質収支額となり、平成26年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額2,157万1千円は、6月9日に開会されました、平成26年第2回定例会の「報告第6号」にて報告させて頂きました、平成25年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億5,327万6千円の財源内訳のうちの一般財源分です。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3・4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要をご説明いたします。

この表は、一般会計の歳入款別決算額調でございます。

各款別の主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表

の備考欄には、収入済額の前年度比較を記載していますのでご参照ください。

1 款市税は、予算現額 2 2 億 5, 4 8 1 万 4 千円に対し、調定額は 2 5 億 1 4 2 万 9, 1 7 5 円、収入済額は 2 3 億 1, 8 7 7 万 8, 6 0 7 円で、一般会計収入済額全体（構成比）の 2 0. 8 % を占めております。

前年度比較は 8 6 万 8, 4 2 1 円の減収となっております。その内容でございますが、備考欄に記載のとおり、法人市民税の減収が主な要因であります。

不納欠損額は 2, 0 1 0 万 1, 1 1 4 円で、前年度と比較しまして 1, 5 9 0 万 5, 8 7 5 円の減額となっております。

収入未済額は 1 億 6, 2 5 4 万 9, 4 5 4 円で、前年度と比較しまして 1, 8 6 5 万 2, 0 3 0 円の減額であり、収納率は 9 2. 6 % で、前年度より 1. 2 ポイント上昇しております。

2 款地方譲与税の収入済額は 6, 2 0 5 万 9, 4 4 4 円で、前年度と比較して 3 8 5 万 5, 0 2 4 円の減額となりました。これは、自動車重量譲与税、特別とん譲与税の減額によるものです。

3 款利子割交付金の収入済額は 6 5 2 万 5 千円。

4 款配当割交付金の収入済額は 9 8 1 万 2 千円で前年度と比較して 4 8 4 万 5 千円の増額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1, 6 4 5 万 4 千円で前年度と比較して 1, 5 2 2 万 1 千円の増額です。

6 款地方消費税交付金の収入済額は 1 億 8, 5 8 1 万 7 千円で、前年度と比較して 1 5 9 万 7 千円の減額となっております。

7 款自動車取得税交付金の収入済額は 2, 3 5 3 万 3 千円で、前年度と比較して 3 1 2 万円の増額です。

8 款地方特例交付金の収入済額は 5 9 3 万円で前年度と比較して減額となりました。

次に、5・6 ページをご覧ください。

9 款地方交付税は収入済額 3 5 億 1, 1 8 9 万 4 千円で、一般会

計収入済額全体の31.5%を占めております。前年度と比較して7,479万7千円の減額となりました。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は315万2千円であります。

11款分担金及び負担金の収入済額は1億3,214万4,675円で、前年度と比較して383万2,742円の増額です。

これは、民生費負担金の増額などによるものです。

収入未済額は644万8,130円で、保育所入所保護者負担金であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は1億4,643万7,482円で、前年度と比較して3,316万8,411円の増額であります。これは、尾鷲市指定ごみ袋収集手数料による衛生手数料の増額であります。

不納欠損額は1万6,500円で、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。

収入未済額は746万600円で、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

13款国庫支出金の収入済額は16億9,091万2,054円で、前年度と比較して5億8,867万6,915円の増額となっています。

これは、総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金及び教育国庫補助金の学校施設環境改善交付金などの増額と農林水産業費国庫補助金などの減額の相殺によるものであります。

14款県支出金の収入済額は5億6,510万6,888円で、前年度と比較して72万6,691円の減額であります。

その内容でございますが、備考欄の記載とおり増減額の相殺によるものであります。

15款財産収入の収入済額は4,517万4,402円で、前年度と比較して109万7,965円の増額となっております。

これは、基金運用収入及び立木売払収入などの不動産売払収入の

増額が主な要因であります。

次に、7・8ページをご覧ください。

16款寄附金の収入済額は3,694万7,001円で、前年度と比較して501万7,001円の増額であります。教育費寄附金及び農林水産業費寄附金の増額が主な要因であります。

17款繰入金の収入済額は9億952万793円で、前年度と比較して1億2,327万3,048円の増額であります。

これは、財政調整基金繰入金等の増減額によることが主な要因であります。詳細は備考欄に記載のとおりであります。

18款繰越金の収入済額は3億1,396万5,902円で、前年度からの繰越金であります。

19款諸収入の収入済額は1億3,272万9,762円で、前年度と比較して4,936万1,026円の減額であります。

これは、総務費受託事業収入及び雑入が主な要因であります。

不納欠損額は1,687万516円で、内訳は地域産業創設支援事業補助金交付決定取消に係る返還金不納欠損処分が1,662万6,266円、生活保護法第63条及び第78条による返還金の不納欠損処分が24万4,250円であります。

収入未済額は463万6,436円で、内訳は奨学資金貸付金返還金が232万7,500円、生活保護法第63条及び第78条による返還金が230万8,936円あります。

20款市債の収入済額は10億4,870万円で、前年度と比較して4,650万円の減額であります。科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額113億1,803万8千円に対しまして、調定額113億8,367万6,760円、収入済額は111億6,559万4,010円で、前年度と比較して5億5,185万4,956円の増額、率にして5.2%の増加となりました。不納欠損額の計は3,698万8,130円、収入未済額の計は、1億8,109万4,620円あります。

なお、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は98.6%、調定に対する収入割合は98.0%となりました。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上ものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから40ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9・10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表の備考欄には支出済額の前年度との比較増減などを記載しておりますのでご参照ください。

1款議会費は、支出済額1億3,589万6,734円で、前年度と比較しまして1,646万7,536円の減額となっております。議員報酬等や職員人件費の減額などによるものであります。

執行率は96.5%となりました。

2款総務費は、支出済額24億1,310万4,741円で、前年度と比較して6,533万8,878円の増額であります。

増額となった主な要因は備考欄に記載のとおり、総務管理費における財産管理費、防災費及び選挙費などの増額と一般管理費、企画費、諸費などの減額との相殺によるものであります。

翌年度繰越額747万5千円この内訳は、ホームページ構築業務委託料375万9千円、ホームページデザイン業務委託料88万2千円、尾鷲小学校中村山避難路整備事業150万円、オリジナルナンバープレート作成業務委託料133万4千円であります。執行率は98.4%となりました。

3款民生費は、支出済額28億9,343万8,422円で、前年度と比較して1,728万9,142円の減額であります。

この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費、子ども医

療費の増額と老人福祉費や生活保護費における減額との相殺によるものであります。執行率は96.9%となりました。

4款衛生費は、支出済額1億1,754万9,430円で、前年度と比較して1億9,690万4,474円の増額であります。

この主な要因は、清掃費における塵芥収集費、し尿処理費、上水道費などの増額と、清掃総務費や塵芥収集費などの減額との相殺によるものであります。執行率は97.4%であります。

次に、11・12ページをご覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額3億9,902万3,592円で、前年度と比較して9,876万6,155円の減額であります。

この主な要因は、農業費、山林事業費などの増額と水産業費における水産振興費などの減額との相殺によるものです。翌年度繰越額9,884万5千円の内訳は、森林環境創造事業、762万4千円、美しき森林づくり基盤整備事業3,112万3千円、水産基盤ストックマネジメント事業6,009万8千円であります。執行率は78.1%となりました。

6款商工費は、支出済額1億7,959万737円で、前年度と比較して3,516万6,357円の増額であります。

この主な要因は、商工費における観光費の増額によるものであります。執行率は91.4%となりました。

7款土木費は、支出済額2億8,029万655円で、前年度と比較して2,903万2,698円の減額であります。

この主な要因は、道路橋梁費における道路維持費、都市計画費などの増額と土木管理費、道路橋梁費における道路橋梁総務費、道路新設改良費、住宅費などの減額との相殺によるものであります。

執行率は87.0%となりました。

8款消防費は、支出済額4億7,566万4,899円で、前年度と比較して971万6,630円の減額であります。

この主な要因は、非常備消防費の減額などによるものです。

執行率は99.5%となりました。

9 款教育費は、支出済額 1 2 億 8, 3 5 4 万 2, 1 7 7 円で、前年度と比較して 4 億 5, 4 4 4 万 3, 3 0 6 円の増額であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費などの増額によるものであります。

翌年度繰越額の 9 5 0 万円は、この内訳は温水プール整備事業 1 0 0 万円、尾鷲小学校中村山避難路整備事業 8 5 0 万円であります。執行率は 8 4. 3 % となりました。

次に、1 3・1 4 ページをご覧ください。

1 0 款災害復旧費は、不執行であります。前年度と比較して 4, 4 9 2 万 5 9 6 円の減額であります。

執行率は 0. 0 % となりました。

1 1 款公債費は、支出済額 1 1 億 4, 7 3 5 万 2, 3 9 5 円で、前年度と比較して 1 億 9 9 8 万 2 1 8 円の減額であります。

この主な要因は、償還元金の減額であります。執行率は 9 9. 9 % となりました。

1 2 款予備費は、不執行であります。

次に、歳出合計を見ていただきますと、予算現額 1 1 3 億 1, 8 0 3 万 8 千円に対し、支出済額は 1 0 7 億 2, 5 4 5 万 3, 1 9 2 円で、前年度と比較して 4 億 2, 5 6 8 万 4 0 円の増額、率にしまして 4. 1 % 増加しました。

翌年度繰越額は 1 億 5, 3 2 7 万 6 千円、不用額は 4 億 3, 9 3 0 万 8, 8 0 8 円で、執行率は 9 4. 7 % となりました。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 5 0 万円以上のものにつきましては、その主な理由を 4 1 ページから 4 8 ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、1 5 ページをご覧ください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフで表したものでございます。構成比率の高い順から申し上げますと、第 1 位は地方交付税で 3 1. 5 %、第 2 位は市税で 2 0. 8 %、第 3 位は国庫支出金の 1 5. 1 %で、第 4 位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。

ます。なお、（ ）内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、第1位は民生費の27.0%、第2位は総務費の22.5%、第3位は衛生費の14.1%で、第4位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。決算額の合計107億2,545万3千円のうち義務的経費は45億1,654万4千円で、全体の42.1%を占めております。前年度と比較しまして、2億2,324万6千円の減額であります。

次に、投資的経費は15億9,093万8千円で、前年度と比較しまして、7億1,240万1千円の増額であります。構成比は14.8%であります。

次に、その他の経費でございますが、46億1,797万1千円で、前年度と比較して6,347万5千円の減額であります。構成比率は全体の43.1%であります。

なお、この性質別経費を円グラフで表したものが、18ページに掲載してあります。

次に、19・20ページをご覧ください。

この表は、平成10年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

19ページ「繰出金」下から二段目の平成25年度の欄をご覧ください。

国保・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計5億5,502万7千円であります。

20ページ「負担金」の平成25年度の欄をご覧ください。病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合への

負担金は合計12億3,722万4千円であります。

「繰出金」と「負担金」の合計は17億9,225万1千円で、これを前年度と比較しますと4,405万2千円の増額となりました。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21・22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額4億8,552万9千円に対し、調定額は6億486万5,847円、収入済額は4億9,129万4,243円で、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の15.7%を占めております。

前年度比較は、2,533万8,796円の減収であります。

詳細は備考欄に記載のとおりであります。

不納欠損額は1,560万3,755円で、前年度と比較しまして204万2,229円の減額であります。

収入未済額は9,796万7,849円で、前年度より1,384万198円減少しております。

収入率は101.1%、収納率は81.2%であります。収納率は、前年度より0.8ポイント向上しております。

2款国庫支出金の収入済額は、5億7,787万4,236円で、前年度と比較して4,814万7,061円の増額であります。

この主な要因は、療養給付費等負担金や財政調整交付金の増額であります。

3款療養給付費等交付金は、収入済額1億7,369万4,431円で、前年度と比較して7,953万4,624円の減額となっております。

4款前期高齢者交付金は、収入済額8億5,532万9,143円で、前年度と比較して2,259万2,151円の減額となっております。

おります。

この交付金は、平成25年度概算交付額から前々年度の精算額を差し引きして算出されます。

5款県支出金は、収入済額1億3,815万8,133円で、前年度と比較して1,121万6,311円の減額であります。

この主な要因は、財政調整交付金の減額によるものであります。

6款共同事業交付金は、収入済額3億2,630万7,624円で、前年度と比較して3,362万399円の増額であります。

7款財産収入は、収入済額6万4千円で、前年度と比較して3万5千円増額しております。

8款繰入金は、収入済額3億6,028万7,602円で、前年度と比較して5,665万9,445円の増額であります。

この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩しによる繰入金であります。

次に、23・24ページをご覧ください。

9款繰越金は、前年度からの繰越金2億154万2,024円であります。

10款諸収入は、収入済額1,344万2,638円で、主に交通事故等にかかる第三者納付金や一般分延滞金などの収入であります。前年度と比較して90万418円の減額であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額30億4,758万1千円に対して、調定額32億5,156万5,678円、収入済額31億3,799万4,074円、不納欠損額1,560万3,755円、収入未済額9,796万7,849円となりました。収入率は102.9%、収納率は96.5%となりました。

次に、25・26ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額6,198万5,451円で、前年度と比較して465万7,449円の増額であります。

この主な要因は備考欄のとおり、総務管理費の増額などによ

るものであります。執行率は96.7%となりました。

2款保険給付費は、支出済額19億2,426万5,385円で、支出済額全体の65.6%を占めております。前年度と比較して5,926万4,279円の増額であります。

この主な要因は、療養諸費による一般分療養給付費等の増額によるものであります。詳細は備考欄のとおりで、執行率は95.5%となりました。

3款後期高齢者納付金等は、支出済額3億1,619万1,616円で、前年度と比較して1,200万5,903円の増額となっております。

この主な要因は後期高齢者支援金の増額によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額31万3,724円で、前年度と比較して9,855円の増額となっており、執行率は98.6%となりました。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万5,213円で、前年度と比較して2,028円の減額となっております。

執行率は38.0%となりました。

6款介護納付金は、支出済額1億2,820万9,269円で、前年度と比較して146万7,032円の増額であります。執行率は99.9%となりました。

7款共同事業拠出金は、支出済額2億7,387万2,829円で、前年度と比較して2,327万4,759円の増額であります。この拠出金は、市の医療費負担の平準化のため、高額な医療費に係る給付費について国保連合会が交付する交付金の財源とするものであります。執行率は93.5%となりました。

次に、27・28ページをご覧ください。

8款保健事業費は、支出済額1,740万4,894円で、前年度と比較して96万8,864円の減額であります。

執行率は91.3%となりました。

9 款公債費は、支出済額 2, 880 万円であります。平成 22 年度に三重県から借り入れた 1 億 4, 400 万円の償還金であります。執行率は、99.5%となりました。

10 款諸支出金は、支出済額 2, 154 万 8, 513 円で、前年度と比較して 9, 421 万 1, 336 円の減額であります。執行率は 92.1%となりました。

11 款基金積立金は、支出済額 1 億 5, 969 万 8 千円で、国保財政調整基金への積立金であります。前年度と比較して 3, 985 万円の増額であります。

12 款予備費は、ありません。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 30 億 4, 758 万 1 千円に対しまして、支出済額は 29 億 3, 230 万 4, 894 円で、前年度と比較して 4, 534 万 7, 049 円の増額、率にして 1.6%の増加となりました。

不用額は 1 億 1, 527 万 6, 106 円、執行率は 96.2%となりました。

なお、歳入各節 50 万円以上の比較増減及び歳出の 50 万円以上の不用額の理由につきましては、49 ページから 52 ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。29・30 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は、1 億 7, 139 万 5, 942 円で、前年度と比較して 289 万 1, 485 円の増額となっております。収入率は 100.7%、収納率は 98.5%となりました。

不納欠損額は 39 万 7, 881 円で、収入未済額は 207 万 8, 721 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 3 億 7, 946 万 4, 842 円で、前年度と比較して 725 万 6, 843 円増額しております。

これは、一般会計からの前年度における事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金などの増額によるものです。

3款諸収入の収入済額は、1,844万1,157円で、前年度と比較して418万314円の増額となりました。

4款繰越金の収入済額は527万267円で、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は予算現額5億7,407万円に対し、調定額は5億7,704万8,810円、収入済額は、5億7,457万2,208円で、収入率は100%、収納率は99.5%となりました。

次に、31・32ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1款総務費の支出済額は1,072万6,663円で、前年度と比較して33万793円の増額となっております。執行率は95.3%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は、5億3,472万3,132円で、支出総額の94.0%を占めています。前年度と比較して965万5,604円の増額となっております。

3款諸支出金の支出済額は2,369万5,983円で、一般会計への繰出金などであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額5億7,407万円に対しまして、支出済額5億6,914万5,778円、不用額492万4,222円で執行率は99.1%となりました。

なお、歳入各節50万円以上の比較増減及び歳出の50万円以上の不用額の理由につきましては、53ページから54ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要をご説明いたします。

33・34ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

す。

この特別会計につきましては、収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成25年度尾鷲市一般会計及び3つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書を別途添付していますので後程ご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきましてご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(病院事務長)

議案第46号「平成25年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、決算の説明に入ります前に、平成25年度の病院利用状況について、ご説明申し上げます。

お手元の尾鷲市病院事業会計決算書の17ページをご覧ください。

平成25年度の入院患者数は延べ7万6,063人で、うち一般病棟5万8,515人、療養病棟が1万7,548人で、前年度と比較しますと1,643人減少いたしました。また、外来患者数は述べ11万1,321人で、前年度と比較いたしますと2,698人増加いたしました。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対しまして80.6%、療養病棟の病床数56床に対しまして85.9%で、全体の病床利用率は81.7%と、前年度に比べ1.8ポイント減少しております。

次に、18ページをご覧ください。

診療科別患者数は、入院で呼吸器外科が356人、整形外科が763人、産婦人科が190人増加しておりますが、内科が966人、外科が1,609人、小児科が59人、眼科が64人、皮膚科が161人、泌尿器科が93人減少しております。

また、外来は、神経内科が22人、呼吸器外科が129人、脳神経外科が15人、整形外科が461人、小児科328人、産婦人科が72人、眼科が172人、皮膚科が2,021人、泌尿器科が594人、放射線科が333人増加しておりますが、内科が1,287人、外科が68人、耳鼻咽喉科が76人、精神科が18人それぞれ減少しております。

それでは、平成25年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、ご説明いたします。

1・2ページをご覧ください。

本年度の決算状況は、事業収益42億8,284万7,977円、事業費用45億6,807万603円で、本年度の事業結果として2億8,522万2,626円の損失を計上しております。

収益的収入及び支出につきましては、まず収入が、第1款病院事業収益の予算額43億361万8,000円に対し、決算額42億8,284万7,977円で2,077万233円の予算未達となり、予算額に対する収入率は99.5%となりました。

支出は、第1款病院事業費用で、予算額46億2,921万8,000円に対し、決算額45億6,807万603円で、不用額6,114万7,397円が生じ、予算額に対する執行率は98.7%となっております。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書でご説明いたします。

次に、3・4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入は、第1款資本的収入の予算額2億3,484万9,000円に対し、決算額は2億2,618万円で866万9,000円の予算未達となり、予算額に対する収入率は、96.3%となっております。

次に、支出は、第1款資本的支出の予算額3億5,533万6,000円に対し、決算額は3億4,600万409円で、不用額933万5,591円が生じ、予算額に対する執行率は97.4%となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,982万409円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8万9,833円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,973万576円で補てんいたしました。

続きまして、5・6ページをご覧ください。

損益計算書について、ご説明いたします。

医業収益は40億3,187万8,199円、医業費用は44億

2, 013万7, 641円で、医業損失3億8, 825万9, 442円が生じました。

次に、医業外収益は2億4, 349万4, 334円、医業外費用は1億9, 065万4, 805円で、医業外収支は5, 283万9, 529円の利益が生じました。

医業損失に、この額を差し引いた3億3, 541万9, 913円を経常損失として、計上しております。

特別利益は30万6, 082円、特別損失は221万520円で、当年度純損失は3億3, 732万4, 351円となりました。

この額に、前年度繰越欠損金44億7, 575万2, 442円を加えた、当年度未処理欠損金は48億1, 307万6, 793円となり、翌年度に繰り越されるものであります。

続きまして、7・8ページをご覧ください。

剰余金計算書について、ご説明いたします。

資本金は前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額がマイナス2億3, 611万587円で、当年度末残高は35億8, 750万8, 419円となりました。

次に、資本剰余金の国県補助金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額は91万6, 000円で、当年度末残高は8億2, 756万1, 000円となりました。

受贈財産評価額につきましては、前年度処分額の発生、当年度変動額もなく当年度末残高は6, 453万4, 320円となりました。

寄附金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額は3万円で、当年度末残高は1, 774万8, 000円となりました。

その他資本剰余金につきましては、前年度処分額の発生はありませんが、当年度変動額は1億7, 353万4, 000円で、当年度末残高は44億6, 980万5, 936円となりました。

これらの当年度末残高を合計した額53億7, 964万9, 256円が当年度末資本剰余金残高となります。

次に、利益剰余金につきましては、前年度末残高は変動ありませんが、当年度変動額はマイナス3億3,732万4,351円で、当年度末残高はマイナス48億1,307万6,793円となりました。これは先程、損益計算書でご説明したとおりであります。

7ページの欠損金処理計算書について、ご説明いたします。

いずれも当年度処分額の発生がありませんので、資本金の処分後残高は35億8,750万8,419円、資本剰余金の処分後残高は、53億7,964万9,256円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス48億1,307万6,793円となりました。

これは先程、損益計算書でご説明したとおり、当年度末未処理欠損金として、同額を翌年度に繰越するものであります。

続きまして、9ページから11ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、資産の部であります。1固定資産の(1)有形固定資産はイからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた残高、有形固定資産合計は37億5,807万3,068円であります。(2)無形固定資産は327万9,200円あります。(3)投資につきましては、2,224万2,670円で、これら固定資産合計は37億8,359万4,938円あります。

次に、2流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品を合わせて7億8,694万1,892円あります。

10ページをご覧ください。

3繰延勘定は(1)控除対象外消費税が2,112万3,492円で、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせた資産合計は45億9,166万322円あります。

続きまして、負債の部であります。

4固定負債はございません。

5流動負債につきましては、(1)一時借入金は、1億5,000万円あります。(2)未払金は、2億6,771万7,751円あります。(3)その他流動負債は、1,986万1,689円で、

流動負債合計は4億3,757万9,440円となっております。

負債の部の合計は、流動負債合計と同額の4億3,757万9,440円であります。

次に、資本の部であります。

6 資本金につきましては、(1) 自己資本金は前年度と同額の2億85万6,095円です。(2) 借入資本金は、全額が企業債で33億8,665万2,324円となっており、資本金合計は、35億8,750万8,419円であります。

7 剰余金につきましては、(1) 資本剰余金の国県補助金、受贈財産評価額、寄附金、その他資本剰余金を合計いたしまして、53億7,964万9,256円であります。

11 ページをご覧ください。

(2) 欠損金であります。

欠損金合計は、イ当年度未処理欠損金と同額の48億1,307万6,793円となり、これを資本剰余金から差し引いた額5億6,657万2,463円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金の合計、資本の部の合計額は41億5,408万882円、負債の部と合わせた負債資本合計は45億9,166万322円となり、先程、資産の部で説明した資産合計額と一致しております。

以上が、平成25年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の12ページ以降に、決算附属資料を掲載しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(市長)

議案第47号「平成25年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、ご説明いたします。

まず、議案の説明に入る前に、平成25年度の水道事業の概況について、ご説明いたします。

平成25年度尾鷲市水道事業会計決算書の11ページをご覧ください。

平成25年度の給水戸数は9,832戸で前年度に比べて83戸の減であり、普及率は99.8%であります。

年間総給水量は421万7,122立方メートル、前年度と比較すると給水量で17万5,345立方メートルの減、有収水量で8万5,817立方メートルの減となっております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において馬越町地内送配水管布設替工事、及び伏流水2号井取水ポンプ取替工事を実施いたしました。

また、新桂山配水池更新事業では、配水池築造工事、及び配水池築造工事監理業務委託等を実施いたしました。

簡易水道においては、須賀利・三木浦地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」5億7,766万425円に対し「事業費用」5億182万4,257円で、差し引き7,583万6,168円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額6億1,147万1千円に対し、決算額は6億1,

459万615円で、予算額を311万9,615円上回っております。

また、第2項「営業外収益」の決算額2,120万5,813円でございますが、この決算額から備考欄にある消費税額20円を差し引いた額が、5ページの損益計算書の3.「営業外収益」の額と876万431円の差異があります。これは消費税確定申告による消費税還付金の影響と、消費税の納税計算上の差額と貸倒れに係る消費税等が税額控除となっているためであります。この税額控除は企業内部に留保されるもので決算報告書には記載せず損益計算書では、「雑収益」として計上しております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億2,116万8千円に対し、決算額は5億883万7,598円で、1,233万402円の不用額が生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額6億5,407万6千円に対し、決算額は6億5,478万9,813円で、予算額より71万3,813円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額8億9,337万7千円に対し、決算額は8億8,730万5,591円であり、不用額は607万1,409円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億3,251万5,778円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,981万8,437円、過年度分損益勘定留保資金5,523万3,384円、当年度分損益勘定留保資金1億4,746万3,957円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」5億6,521万5,063円から2.「営業費用」4億2,980万7,005円を差し引いた、1億3,540万8,058円が営業利益で、これに3.「営業外収益」1,244

万5,362円を加え、4.「営業外費用」7,117万9,046円を減額しますと、経常利益7,667万4,374円となります。

この経常利益に、5.「特別損失」83万8,206円を加味した、7,583万6,168円が、当年度純利益で、前年度繰越利益剰余金5,380万8,018円を加えた、1億2,964万4,186円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「自己資本金」の当年度末残高は1億8,472万1,324円となっており、「借入資本金」の当年度変動額3億9,707万4,653円は企業債の借入額及び償還額の差額であり、「借入資本金」の当年度末残高は38億1,310万6,355円となります。

資本剰余金の部では、「工事負担金」の当年度変動額430万円は給水加入金であります。

「国県補助金」の当年度変動額2,810万8,386円は水道水源開発等施設整備費国庫補助金収入と補助金に係る消費税相当額の返還等によるものであります。

「他会計補助金」の当年度変動額2,542万2,725円は簡易水道起債償還元金に対する補助金収入等であります。

「受贈財産評価額」の当年度の増減はなく前年度末残高と同額となります。

「その他資本剰余金」の当年度変動額91万6,626円は消火栓設置負担金収入等であります。

「資本剰余金」の当年度末残高は13億7,837万6,630円となります。

利益剰余金の部では、「減債積立金」は前年度処分額の8,002万1,949円を加えた3億2,523万2,949円が当年度末残高となり、「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億2,964万4,186円で、「利益剰余金合計」は、5億3,131万3,091円と

なります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

平成24年4月1日に施行されました地方公営企業法の一部改正により、従来からありました法定積立金の積立義務が廃止され、利益を処分する場合は、条例の定めるところ又は議会の議決により行うことが可能になったため、本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金1億2,964万4,186円のうち、7,583万6,168円を「減債積立金」とし、残額の5,380万8,018円を翌年度へ繰越しようとするものであります。

次に、貸借対照表の8ページと9ページをご覧ください。

資産の部、「固定資産」の（1）有形固定資産合計は、63億694万6,998円で、これに（2）無形固定資産合計、73万9,700円と（3）投資合計、6万5,820円を加えた固定資産合計は、63億775万2,518円であります。

「流動資産」では、（1）現金預金から（5）その他流動資産までの流動資産合計は、15億5,044万726円で、「繰延勘定」合計、218万7,200円を加えた資産合計は78億6,038万444円であります。

次ページ負債の部では、「固定負債」合計は、1億1,077万7,020円、「流動負債」合計は、8億4,208万6,024円で、負債合計は、9億5,286万3,044円であります。

資本の部では、「資本金」（1）自己資本金、11億8,472万1,324円、（2）借入資本金、38億1,310万6,355円で、資本金合計は、49億9,782万7,679円であります。

「剰余金」では、（1）資本剰余金合計は、13億7,837万6,630円、（2）利益剰余金合計は、5億3,131万3,091円で、剰余金合計は、19億968万9,721円となり、これに資本金合計、49億9,782万7,679円を加えた、資本合計は、

69億751万7,400円であり、負債資本合計は、78億6,038万444円となり、前ページの資産合計額と同額となります。

以上で平成25年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の11ページから27ページまで決算付属資料を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(市長)

議案第48号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、玉本卓也^{たまもとたくや}氏の任期が、平成26年9月30日をもって満了となりますので、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で人格・識見もすぐれた方である「森下龍美^{もりしたたつみ}」氏を新しく選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(市長)

それでは、報告案件についてご説明いたします。

報告第9号「平成22年度から平成24年度までの決算に基づく健全化判断比率の修正に係る報告について」につきましては、実質公債費比率において、算入数値に錯誤があったため、数値の修正を行いましたので、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、報告させていただくものであります。

次に、報告第10号「平成25年度健全化判断比率及び平成25年度資金不足比率の報告について」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告させていただくものであります。

詳細につきましては、72ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第12号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成26年8月16日午後8時00分頃、尾鷲市JR三木里駅前の市道において窪みができていたが、夜間、照明の明かりがその窪みまで届いておらず、窪みの存在に気付かずに足を取られ転倒し、手に持っていた携帯電話を破損したことによるものであります。このことから、平成26年8月22日に損害賠償額を4,860円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業報告及び決算について」ご説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成25年度事業報告及び決算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

2ページ・3ページには、平成25年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計3万6,924人で、昨年度と比べ8,696人の増となっております。

大ホールが4,435人の増で、小ホールは1,057人の増となっております。増の主な要因は、平成25年11月27日から12月1日まで実施した「文化会館20周年記念事業」によるものであります。

次に5ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページ・7ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、それに平成25年度は尾鷲節コンクールと文化会館20周年記念事業及び夢舞台発表会を行い、計14回の事業を実施しております。

次に、8ページ・9ページの貸借対照表をご覧ください。

「I資産の部」ですが、「1流動資産」と「2固定資産」を合計した資産合計は4,992万7,575円で、「II負債の部」では、

「1 流動負債」と「2 固定負債」を合計した負債合計が1, 069万583円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3, 923万6, 992円が、一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、10ページの正味財産増減計算書をご覧ください。

「(1) 経常収益」の内訳は、「①基本財産運用益」が1万2, 064円、これは基本財産受取利息であります。

次に、「②事業収益」が1, 586万3, 505円で、内訳といたしましては、入場料収益が918万9, 163円、刊行物等販売収益が24万4, 492円、これは自販機売捌料^{うりさばきりょう}及び刊行物等物販手数料であります。

貸館利用料収益が642万9, 850円となっております。

次に、「③雑収益」は、公衆電話通話料等の3, 070円であります。

「④管理受託収益」は4, 899万円、これは尾鷲市との委託契約に基づく受託収益であります。

以上、「経常収益計」は6, 486万8, 639円であります。

次に、「(2) 経常費用」の「①事業費」をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、「給料手当」677万7, 670円は職員1名分給料、「臨時雇用賃金」733万8, 546円は嘱託職員3名分の賃金、「福利厚生費」218万2, 617円は職員1名、嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

「光熱水費」907万7, 308円、「賃借料」205万9, 492円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

「委託費」2, 503万3, 693円は自主事業公演委託料等あります。

「手数料」203万5, 162円は、浄化槽保守点検等あります。

事業費計は5,833万5,297円となります。

次に11ページの「②管理費」をご覧ください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、「臨時雇用賃金」231万5,339円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、「委託費」143万5,045円は会館保守管理業務委託費であります。

「経常費用計」につきましては、6,431万3,217円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額55万5,422円が、当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から、未払法人税等32万8,900円を差し引いた22万6,522円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,901万470円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,923万6,992円となり、9ページ貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に13ページから15ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸館事業ではありますが、教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。平成25年度の公益比率は82.1%ですので公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも経常費用計の金額が上回る必要があります。これは13ページの経常収益計が5,153万5,422円に対しまして14ページの経常費用

計が5,280万8,665円であり、127万3,243円上回っていますので条件を満たしているものであります。

次に収益事業等会計は、貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理に係る会計であります。

次に、16ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3千万円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

特定資産の当期増加額は72万5,850円で、当期末残高合計は4,652万2,334円となります。

次に、17ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、18ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

「Ⅰ資産の部」で、流動資産合計278万4,716円と固定資産合計4,714万2,859円を併せた資産合計は4,992万7,575円であります。

「Ⅱ負債の部」では、19ページにまたがりませんが流動負債合計151万1,618円と固定負債合計917万8,965円を併せた負債合計は1,069万583円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,923万6,992円となります。

次に、20ページには、6月10日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

(降壇)